

みなし著作権・著作者人格権侵害

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2025年6月30日改訂

みなし侵害 - 海外侵害物品の輸入、侵害物品の悪意頒布

- 113条は、著作権／著作者人格権侵害行為とみなす行為を指定する。
- 1項1号： 国内で行われたならば著作権／著作者人格権侵害になる行為によって海外で作成された物を、国内で頒布する目的で、輸入する行為
 - ✓ 海賊版であることの悪意・有過失は要件でない。主観的要件は、輸入が国内頒布目的であることのみ。
 - ✓ 電子送信により海賊版著作物を受領する行為は、「物を輸入する行為」には該当しない。
 - ✓ 日本著作権法には存在しない海外の著作権制限規定によって当該国では免責される場合には、「国内で作成したとしたならば著作権の侵害となるべき行為によつて作成された物」に該当すると考える。
- 1項2号： 著作権侵害／著作者人格権侵害行為により作成された物を、情を知って、頒布する行為
 - ✓ 侵害物を既に仕入れた者を対象とするので（仕入れたものの転売が禁止されるのは経済的損失となる）、著作権侵害／著作者人格権侵害の悪意が主観的要件として要求されていると考えられる。
 - ✓ ただし、悪意の判断基準時は、頒布をするとき。
 - ✓ 過失があっても、悪意でない限り1項2号のみなし侵害は成立しない。

113条1項

「次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為
- 二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知って、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為」

みなし侵害 - リーチウェブサイト・リーチアプリ

113条2項

「送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。（略）」

「送信元識別符号」： URL

1号のウェブサイト（「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」）： 侵害著作物等が掲載されたページへのリンクが強調されている等、侵害著作物等への誘導が認められるウェブサイト。リーチウェブサイトと呼ばれる。

2号のプログラム（「侵害著作物等利用容易化プログラム」）： 侵害著作物等が掲載されたページへのリンクが強調されている等、侵害著作物等への誘導が認められるプログラム。リーチアプリと呼ばれる。

みなし侵害 - リーチウェブサイト・リーチアプリ

- 2項： リーチウェブサイト・リーチアプリ（著作物の海賊版をダウンロードさせる違法サイトへの訪問を誘導するウェブサイト・アプリ）において違法サイトへのリンクを提供する行為が著作権侵害とみなされる。
- ✓ 「侵害著作物等」は、著作権を侵害して送信可能化（アップロード）された著作物をいう。外国でアップロードされた場合、国内でアップロードされたならば著作権侵害となるべき著作物を含む。
- ✓ ダウンロードを誘導した著作物が海賊版である事実について有過失であることが主観的要件になる。
- ✓ 30条1項4号の場合と同様、二次的著作物については、翻訳文の原著作者のみが保護される。パロディが無断アップロードされていても、原著作者は本項では保護されない。

みなし侵害 - 他人により提供されたリンクを放置する行為

113条3項

「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。」

みなし侵害 - 他人により提供されたリンクを放置する行為

- 3項： リーチウェブサイト・リーチアプリの提供者が他人により提供されたリンクを放置する行為が著作権侵害とみなされる。
 - ✓ 当該リンクによりダウンロードが誘導されている著作物が海賊版である事実について有過失であることが主観的要件になる。
 - ✓ YouTube等のプラットフォーム提供者（「当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者」）は、基本的に、免責される。しかしながら、著作権者からのリンク削除要求を受けたにも拘わらず長期間放置していた場合には、やはり3項によるみなし著作権侵害が成立する。

- 著作物の流通が**有形物（複製物）の譲渡**によりなされる場合
 - ✓ 譲渡権侵害が問題になる。
 - ✓ 113条1項のみなし著作権侵害規定で保護が補完される。

- 著作物の流通が**インターネット上での電子データ送信**によりなされる場合
 - ✓ 公衆送信権侵害が問題になる。
 - ✓ 侵害著作物等が外国に所在するサーバにアップロードされた場合も、日本市場向けのアップロードであると認められる場合は、日本著作権法に基づく公衆送信権侵害になり得る。
 - ✓ 113条2、3項のみなし著作権侵害規定で保護が補完される。

- プログラム著作物が有形的譲渡又はダウンロード・記録された場合は、113条5項によっても補完される。

みなし侵害 - プログラムの違法複製物の使用

113条5項

「プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を**業務上**電子計算機において使用する行為は、**これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り**、当該著作権を侵害する行為とみなす。」

47条の3第1項

「プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、**第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。**」

- **違法複製物を取得した時点で悪意**であり、かつ**業務に使用する場合**に限り、みなし著作権侵害となる。それ以外の場合、違法複製物のオーナーによるプログラムの利用は、47条の3第1項により免責される。
- 違法複製物であることを知って取得した場合であっても、違法複製物を個人的に使用するときには、113条5項は適用されず、47条の3第1項が適用されて免責される。
- 違法複製物を業務に使用する場合であっても、取得時に善意であったときには（取得後に悪意になっても）、113条5項は適用されず、47条の3第1項が適用されて免責される。
- 「業務」といえるためには、反復継続性のみが要件であり、営利目的は要件とならない。

技術的保護手段・技術的利用制限手段の定義

2条1項20号 「技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号、第一百十三条第七項並びに第一百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。」

2条1項21号 「技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第一百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者等の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。」

- 技術的保護手段・技術的利用制限手段： 電磁的方法（具体的には、著作物データへの再生・複製制限信号の埋込、又は著作物データを暗号化変換（スクランブル））により著作物の再生・複製を抑止する手段
- 技術的利用制限手段： 視聴する著作物及びプログラムについて、電磁的方法により著作物の視聴又はプログラムの実行を制限する手段

みなし侵害 - 技術的利用制限手段の回避、回避コードの公衆への提供

113条6項

「**技術的利用制限手段の回避**（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）**を行う行為は**、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、**当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。**」

- 例えば、B-CASカード（IDと暗号鍵が格納されている）を複製してスクランブル放送を無断視聴する行為は、6項のみなし著作権侵害となる。
- 6項では、「技術的保護手段」の回避は対象とされていない。視聴又はプログラム実行のために「技術的利用制限手段」を回避する行為のみが6項により著作権侵害とみなされる。

113条7項

「**技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号**（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）**を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。**」

- 例えば、プログラムのアクティベーションコード（「技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号」）を公衆に提供する行為は、7項のみなし著作権侵害となる。
- 「技術的保護手段」が回避された著作物を悪意で複製する行為は、私的使用であっても複製権侵害となる（30条1項2号）。

みなし侵害 - 権利管理情報の偽造、除去、改変

113条8項

「次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
- 二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）
- 三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもって輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為」

■ 8項： 権利管理情報を偽造、除去、改変する行為が著作権侵害とみなされる。

● 権利管理情報（2条1項22号）： デジタル著作物に埋め込まれる著作権管理情報の電子透かし（電磁的方法により埋め込まれており、人間が直接認識できないもの）であり、著作権者、ライセンス条件などの著作権に関する情報を含むもの

● 権利管理情報は、直接的に無断複製を防止するものではないが、無断複製を防止する活動に利用できる。

Ex. 動画コンテンツを配信する際に、当該動画のデジタルデータにユーザIDを含む権利管理情報を埋め込んでおけば、違法コピーが流通したとき、流通元を特定することができる。

みなし侵害 - 海外版レコードの還流

■ 10項： 海外版レコード還流防止措置

- ✓ 国内販売用CD（レコード）と同一の内容の海外販売用CDを、海外販売用CDであることを知りながら、国内において頒布する目的をもって輸入し、又は国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもって所持する行為を著作権侵害行為とみなす。ただし、海外版レコード還流防止措置の適用は国内販売用CDの発売日から4年間に限定される。

113条10項

「国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「**国内頒布目的商業用レコード**」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「**国外頒布目的商業用レコード**」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもって輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、…」

- 映画の著作物を格納したDVD/Blu-ray Discには、再生可能地域を限定するregion codeが付加されている。→ 地域（region）毎に異なる発売期間と価格を設定しても、他の地域に還流することはない。
- ◆ 著作者が、国内複製権・譲渡権を国内のレコード発行者Aに、海外複製権・譲渡権を海外のレコード発行者Bに、譲渡し、レコード発行者Aが国内版レコード α を、レコード発行者Bが海外版レコード β を製作・発行した。卸売業者が、大量の海外版レコード β を並行輸入した上、これを小売業者に卸売りした。Aは小売業者による海外版レコード β の販売を差し止めることができるか？